

災害発生時における相互協力に関する協定

災害発生時における相互協力に関し、公益社団法人土木学会四国支部（以下「甲」という。）は、四国旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨・暴風等の異常な自然現象により、乙が管理又は施工中の鉄道施設（線路、橋りょう、トンネル、のり面、護岸等）が被災した際、その被災状況から高度な専門性を必要とする場合の調査に関して相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧及び防災技術の向上に期することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査の実施範囲は、四国内とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、第2条の範囲において災害が発生し必要と認める場合は、甲に調査の実施を要請することができるものとする。

2 甲は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを甲内の四国地域緊急災害調査委員会において検討し、支部長が調査の実施の可否を乙に回答するとともに、調査の実施が可能な場合は、速やかに被災状況を調査し、その結果を乙へ報告するものとする。

3 甲は、第1項に定める要請があったときに、その調査内容の専門性から他の団体による調査が必要であると判断した場合は、その団体を乙に紹介するものとする。

4 甲は、第2条の範囲において災害が発生し、自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、乙に被災状況の調査に関する協力を申し出ることができるものとする。

5 乙は、前項に定める申し出があった場合は、その申し出内容を速やかに検討したうえで協力の可否を回答するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、調査の実施にあたり必要となる連絡窓口は甲の土木学会四国支部事務局、乙の土木学会四国支部幹事とする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項に基づき甲が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、乙は甲に対してその費用を支払うものとする。

なお、第3条第3項に基づき甲が紹介した団体に乙が調査を依頼した場合において、調査費用が伴う場合には、乙は、当該団体に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第4項に基づき甲が実施する調査の費用は、甲の負担とする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から2022年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のどちらからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第7条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として乙が甲に調査の実施を要請した場合は、甲は可能な限りこれに応じるものとする。

(第三者に対する損害の処置)

第8条 第3条第1項による調査の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合には、甲は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、乙に報告するものとする。
2 前項の損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(成果の公表)

第9条 成果を公表する場合には、甲と乙が確認したうえで行うものとする。

(協定の参加・離脱)

第10条 有効期限内に、乙が本協定から離脱する意思がある場合、甲と乙が協議するものとする。
2 乙以外の企業・団体が本協定に参加する意思がある場合、甲と乙が協議するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

2021年5月28日

公益社団法人 土木学会
四国支部 支部長

吉田 秀典

四国旅客鉄道株式会社
鉄道事業本部工務部長

谷 芳彦